

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

(新設)

資料番号

3－18

担当課

長寿介護課

法令名	介護保険法	根拠条項	第115条の42第1項	許可等の内容	指定情報公表センターの指定
-----	-------	------	-------------	--------	---------------

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定情報公表センターの指定）

第115条の42 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

○介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

（指定情報公表センターの指定等についての準用）

第37条の11 第37条の3、第37条の4第1項及び第37条の10の規定は指定情報公表センターの指定について、第37条の4第2項及び第3項、第37条の5、第37条の6、第37条の8並びに第37条の9の規定は指定情報公表センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第37条の3	第115条の36第1項	第115条の42第1項
	調査事務	情報公表事務
省略		

（指定調査機関の指定の基準）

第37条の3 都道府県知事は、指定調査機関（法第115条の36第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 申請者が法人でないとき。

二 申請者が、調査事務（法第115条の36第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第37条の11において準用する第37条の10第1項の規定により指定情報公表センター（法第115条の42第1項に規定する指定情報公表センターをいう。第37条の11において同じ。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

八 申請者の役員のうちに、第5号に該当する者があるとき。

○介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）

（準用）

第１４０条の６２ 第１４０条の４９（第１２号を除く。）、第１４０条の５０、第１４０条の５４第２項及び第３項の規定は、指定情報公表センター（法第１１５条の４２第１項に規定する指定情報公表センターをいう。）について準用する。この場合において、第１４０条の４９中「法第１１５条の３６第１項」とあるのは「法第１１５条の４２第１項」と、同条第１１号中「令第３７条の３各号」とあるのは「令第３７条の１１において準用する令第３７条の３各号」と、第１４０条の５０第１項中「令第３７条の３第２号」とあるのは「令第３７条の１１において準用する令第３７条の３第２号」と、同条第２項中「令第３７条の３第３号」とあるのは「令第３７条の１１において準用する令第３７条の３第３号」と、同条第３項中「令第３７条の３第４号」とあるのは「令第３７条の１１において準用する令第３７条の３第４号」と、第１４０条の５４第２項中「帳簿」とあるのは「帳簿（第１４０条の５９に規定する帳簿をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（指定調査機関の指定の基準）

第１４０条の５０ 令第３７条の３第２号に規定する厚生労働省令で定める基準は、職員、設備、調査事務の実施の方法その他の調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであることとする。

２ 令第３７条の３第３号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に並び、当該各号に定める者とする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人 社員
- 二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員
- 三 株式会社 株主
- 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前３号に定める者に類するもの

３ 令第３７条の３第４号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。
- 二 調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。
- 三 前２号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。